

令和7年度 マンション建設事業者向け補助事業

まちなかマンション建設促進補助金

～快適な住まいの創出に向けて～

制度概要

ひたちBRT沿線区域

または

JR常磐線市内各駅周辺

において、良質な分譲マンションを
建築した事業者に対し、
補助金を交付します。

※日立市立地適正化計画に
定める居住誘導区域であること。



対象区域

以下のいずれかの区域内

- ① ひたちBRTの各停留所(バス停)
を中心とした**半径500m以内**
- ② 大甕駅、常陸多賀駅、日立駅、
小木津駅、十王駅の常磐線各駅を
中心とした**半径1km以内**

※敷地の一部が区域内にかかる場合には、その
敷地全体を区域内に含みます。

補助要件

- ① 建設するマンションの住戸数が
6戸以上であること。
- ② 建設するマンションの敷地が
200㎡以上であること。

補助額

最大400万円

10万円(1戸当たりの床面積が**65㎡以上**)×40戸

詳しくは、市HPをご覧ください。



問合せ先

担当課	日立市 都市建設部 住政策推進課(本庁5階 山側)
所在地	茨城県日立市助川町1丁目1番1号
電話番号	0294-22-3111 内線247
E-mail	juseisaku@city.hitachi.lg.jp